

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

2024年 06月 18日

静岡県知事殿

提出者

住所 静岡県富士宮市弓沢町635

氏名 株式会社大石組

清 哲也

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0544 - 26 - 0010

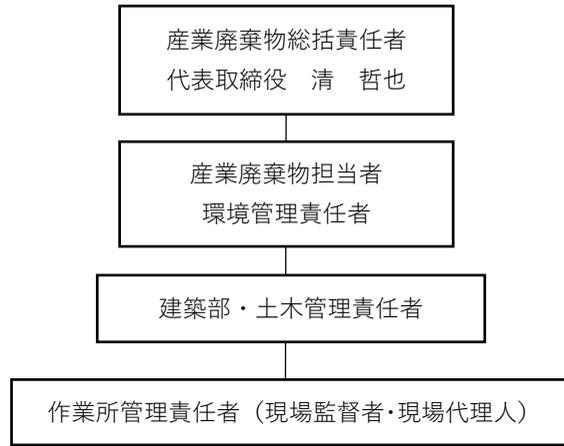
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社大石組		
事業場の所在地	静岡県	富士宮市	弓沢町635
計画期間	2024/4/1 ~ 2025/3/31		
当該事業場において現に行っている事業に関する事項			
① 事業の種類	総合工事業		
② 事業の規模	12億円		
③ 従業員数	22人		
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	自社(現場) ↓ 収集・運搬 ↓ 中間処理・再利用 ↓ 最終処分		

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	排出量
	コンクリート破片	236.562 t
	アスファルト・コンクリート破片	89.520 t
	建設工事の木くず	0.550 t
	建設混合廃棄物	11.804 t
	管理型建設混合廃棄物	28.184 t
	廃プラスチック類	1.225 t
	伐採材・伐根材	619.710 t
	石膏ボード	1.020 t
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	0.100 t
	がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）	0.888 t
	木くず	4.000 t
	コンクリートくず	3.300 t
	(これまでに実施した取組) ・現場毎の建設副産物発生抑制と削減の徹底 ・ごみの分別化・減量化の徹底	

②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	排出量
	コンクリート破片	234.196 t
	アスファルト・コンクリート破片	88.625 t
	建設工事の木くず	0.545 t
	建設混合廃棄物	11.686 t
	管理型建設混合廃棄物	27.902 t
	廃プラスチック類	1.213 t
	伐採材・伐根材	613.513 t
	石膏ボード	1.010 t
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	0.099 t
	がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）	0.879 t
	木くず	3.960 t
	コンクリートくず	3.267 t
	(今後実施する予定の取組) ・現場毎の建設副産物発生抑制と削減の徹底 ・ごみの分別化・減量化の徹底	
産業廃棄物の分別に関する事項		
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・産廃BOX等を利用し、廃棄物の種類毎に分別している。	
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・分別収集の徹底	

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量
		0.000 t
	(これまでに実施した取組)	

②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量
		0.000 t
	(今後実施する予定の取組)	

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量
		0.000 t
	(これまでに実施した取組)	

②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	自ら埋立処分又は海洋投入 処分を行う産業廃棄物の量
		0.000 t
	(今後実施する予定の取組)	

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（令和 5 年度）実績】				
①現状	産業廃棄物の種類	①優良認定処理業者への処理委託量 ②再生利用業者への処理委託量 ③認定熱回収業者への処理委託量 ④認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量				全処理委託量 (t)
		① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)	
	コンクリート破片	35.560	0.000	0.000	236.562	236.562
	アスファルト・コンクリート破片	0.000	0.000	0.000	89.520	89.520
	建設工事の木くず	0.000	0.000	0.000	0.550	0.550
	建設混合廃棄物	0.000	0.000	0.000	11.804	11.804
	管理型建設混合廃棄物	0.000	0.000	0.000	28.184	28.184
	廃プラスチック類	0.000	0.000	0.000	1.225	1.225
	伐採材・伐根材	0.000	0.000	0.000	619.710	619.710
	石膏ボード	0.000	0.000	0.000	1.020	1.020
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	0.000	0.000	0.000	0.100	0.100
	がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）	0.000	0.000	0.000	0.888	0.888
	木くず	0.000	0.000	0.000	4.000	4.000
	コンクリートくず	0.000	0.000	0.000	3.300	3.300
		（これまでに実施した取組） ・電子マニフェストの利用 ・中間処分業者に処理委託することにより、再生利用を推進した。				

【目標】						
		① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)	全処理委託量 (t)
②計画	産業廃棄物の種類	①優良認定処理業者への処理委託量 ②再生利用業者への処理委託量 ③認定熱回収業者への処理委託量 ④認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量				
	コンクリート破片	30.000	0.000	0.000	204.196	234.196
	アスファルト・コンクリート破片	0.000	0.000	0.000	88.625	88.625
	建設工事の木くず	0.000	0.000	0.000	0.545	0.545
	建設混合廃棄物	0.000	0.000	0.000	11.686	11.686
	管理型建設混合廃棄物	0.000	0.000	0.000	27.902	27.902
	廃プラスチック類	0.000	0.000	0.000	1.213	1.213
	伐採材・伐根材	0.000	0.000	0.000	613.513	613.513
	石膏ボード	0.000	0.000	0.000	1.010	1.010
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	0.000	0.000	0.000	0.099	0.099
	がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）	0.000	0.000	0.000	0.879	0.879
	木くず	0.000	0.000	0.000	3.960	3.960
	コンクリートくず	0.000	0.000	0.000	3.267	3.267
	（今後実施する予定の取組） ・今後も廃棄物の再生利用のため、中間処分業者への委託を行う。 ・出来るだけ多く、優良認定処理業者へ委託を行う。					
	※事務処理欄					

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。